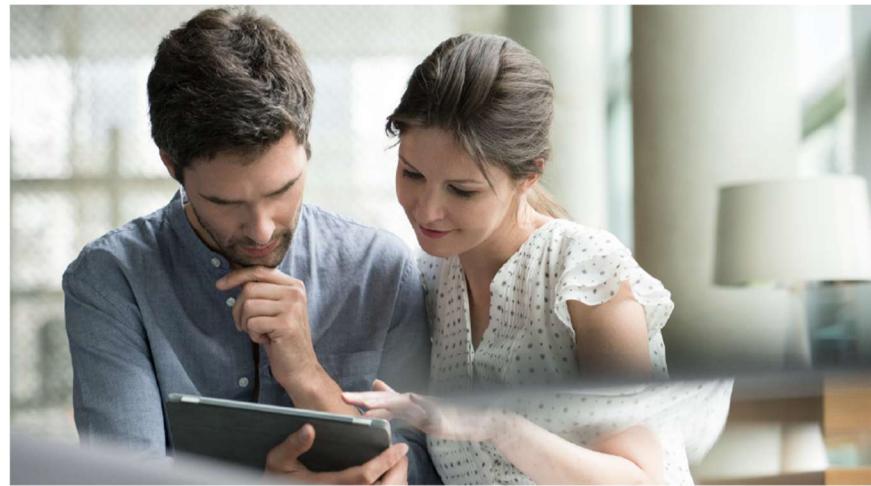


Tax News Flash

#04/2025



タイ内閣がデジタル資産のキャピタルゲイン税の免除を承認

概要

2025年6月17日、タイ内閣はデジタル資産取引から生じるキャピタルゲインに対する個人所得税の免除を目的とした新たな省令案を承認しました。

2025年1月1日から2029年12月31日までの間、個人の納税義務者は法的に認められたデジタル資産取引所、ブローカー、またはディーラーを通じた暗号資産およびデジタルトークンを含む、デジタル資産の取引から生じるキャピタルゲインに対する個人所得税が免除されます。

現行法では、個人の投資家はキャピタルロスを相殺した後のキャピタルゲインを個人所得税申告で示す必要があります。また、法人は法人税申告においてキャピタルゲインとキャピタルロスをそれぞれ示す必要があります。

本省令案は、デジタル資産に対する課税制度を現行の上場証券取引の税制と整合させることで、投資の活性化を促進し、タイをデジタル資産取引のハブとして競争力を高めることを目的としています。

出典: <https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/97567>



より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

Ms. Orawan Fongasira
Mr. Tuttapong Kritiyutanont
Ms. Ornnattha Sabyeroop

日本企業部 (Direct telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157 / Mobile:08 18220338)	atsushi.uozumi@pwc.com
武部 純 (0 2844 1209 / Mobile:08 48747425)	jun.takebe@pwc.com
中雄 俊和 (0 2844 1559 / Mobile:06 25907638)	toshikazu.n.nakao@pwc.com
山鳥 達彦 (0 2844 1276 / Mobile:06 32706830)	tatsuhiro.y.yamadori@pwc.com
武藤 慎也 (0 2844 1553 / Mobile:06 25907619)	shinya.m.muto@pwc.com
福井 情美 (0 2844 1321)	motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.